

【答申の概要】 諮問第203号 「こころの医療センターの出前講座に関する情報一切」
に係る文書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	「こころの医療センターの出前講座に関する情報一切」に係る文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象公文書	こころの医療センターの出前講座に関する文書のうち、実施機関の業務として位置付けている受付対応等に係る文書
非開示理由	条例第7条第6号（事務事業情報）
実施機関	地方独立行政法人静岡県立病院機構
諮問期日	平成27年11月20日
主な論点	こころの医療センターの出前講座に関する文書のうち、実施機関が業務外と位置付けている講演に使用した文書等の公文書該当性及び実施機関職員の個人メールアドレスの事務事業情報該当性

審査会の結論

地方独立行政法人静岡県立病院機構の決定は妥当である。

審査会の判断

1 出前講座における事務分担について

(1) 当審査会の事務局職員をして、出前講座の事務分担等について確認させたところ、実施機関の説明は、以下のとおりである。

ア 出前講座は、実施機関が設置運営する静岡県立こころの医療センターに所属する看護師から、精神科認定看護師の資格を取得する者が現れてきたことを契機として開始したものである。

イ 静岡県立こころの医療センターにおいて、精神科認定看護師の専任や専従を要求する施設基準はなく、精神科認定看護師の資格は職員個人が、自主的に任意で取得している。

ウ 出前講座の制度案内や募集、受付対応等の業務は、講演に係る兼業許可の手続や講師となる職員の勤務時間の管理など、人事管理上の必要から、実施機関の業務に位置付けている。

エ しかし、実際の講演自体は、精神科認定看護師の資格を持つ個人として、その専門性を発揮して行うものであるとの考えから、実施機関の業務外に位置付けている。

(2) 実施機関の説明によれば、静岡県立こころの医療センターにおいては、精神科認定看護師の専任や専従を要求する施設基準はなく、精神科認定看護師の資格は、職員個人が自主的に任意で取得したものであり、講演自体は、精神科認定看護師の有資格者として、専門性を発揮して個人で行うものであるとの考えから、業務外に位置付けたとする。加えて、精神科認定看護師は、5年毎に資格更新を必要とし、更新のために

は、一般社団法人日本精神科看護協会が指定する活動を行わなければならないところ、当該活動の一つに出前講座での講演も指定されていることから、講演自体を実施機関の業務外に位置付けたことは、不自然、不合理ではない。

また、講演自体が業務外であれば、講演料等は講師となる職員個人の収入となり、兼業に該当するため、実施機関の長の許可が必要となることに加え、兼業を行う際は、休暇の取得を必要とするなど、服務上の手続も行わなければならないため、人事管理上、出前講座の実施を把握するために必要な受付等の事務を実施機関の業務として位置付けたことも、不自然、不合理ではない。

2 講演に使用した文書等の公文書該当性

実施機関における出前講座の事務分担を前提とすれば、講演自体は、実施機関の業務外であるため、異議申立人が特定すべきと主張する講演に使用した文書等は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書ではないことから公文書とはいえず、別記2（略）及び別記3（略）に掲げる文書のみを本件対象公文書として特定したことは妥当である。

3 非開示情報該当性

実施機関は、本件処分において特定した別記3（略）の公文書のうち、インターネットによる出前講座申込みを印刷した文書に記録されている、実施機関職員の個人メールアドレスを非開示としている。異議申立人が主張するように、実施機関職員の個人メールアドレスは、業務の遂行のために付与されたものであるが、業務上関係のある担当者間の連絡手段として使用することを通例としているもので、公にした場合、業務上関係のない者等から無関係のメールが送信されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号柱書きに該当し、非開示が妥当である。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。